

熊本県競争契約入札事務処理要領

(昭和43年1月31日監第345号伺定)

(平成元年4月1日一部改正)

[沿革] (平成6年3月4日一部改正)

(平成13年4月25日一部改正)

(平成14年6月17日一部改正)

(平成25年5月8日全部改正)

(令和7年3月13日一部改正)

建設工事及び建設コンサルタント業務等委託に係る熊本県競争契約入札事務については、次により処理するものとする。

第1 入札の回数について

入札の回数は1回とする。

第2 落札者がいない場合の取扱い

入札を行った結果、落札者がいない場合は、一旦入札を打ち切り、当該工事等の施工方法の妥当性、設計書及び仕様書等についての違算誤算の有無を調査検討し、次により処理する。

1 妥当であるとき

一般競争入札においては、入札参加資格要件等を確認のうえ、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て再度の公告・入札の手続きを行い、指名競争入札においては、指名審査会の審査を経て、指名替えのうえ入札の手続きを行う。

2 妥当でないとき

設計書及び仕様書等を修正し、一般競争入札においては、審査会の審査を経て、再度の公告・入札の手続きを行い、指名競争入札においては、指名審査会の審査を経て、原則として指名業者を変更することなく入札の手続きを行う。

第3 入札者が1者の場合の取扱い

1 一般競争入札（建設工事に限る）

競争参加資格確認申請書提出期限に申請者が1者又は入札期限に入札者が1者の場合（以下「1者入札」という。）でも、入札は取りやめない。

2 指名競争入札

1者入札の場合は、入札を取りやめ、入札者に取りやめ通知を行う。その後は、第2の定めるところに準じて取扱うものとする。

附 則

この要領は、平成25年5月10日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。